

第二四回

参第三号

刑法等の一部を改正する法律（案）

第一条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「死刑、」を削る。

第十条第三項中「死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額」を「長期又ハ多額及ヒ短期又ハ寡額」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第三十二条第一号を次のように改める。

一 削除

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 併合罪中其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セス但罰金、科料及ヒ没収ハ此限ニ在ラス

第四十八条第一項ただし書を削る。

第五十一条中「死刑ヲ執行ス可キトキハ没収ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス」を削る。

第五十六条第二項を削る。

第六十八条第一号を次のように改める。

一 削除

第七十七条第一項第一号中「死刑又ハ」を削る。

第八十一条中「死刑」を「無期懲役」に改める。

第八十二条、第八十条及び第九十九条中「死刑又ハ無期若クハ」を「無期又ハ」に改める。

第二百二十六条第三項中「死刑又ハ」を削る。

第二百四十六条及び第二百九十九条中「死刑又ハ無期若クハ」を「無期又ハ」に改める。

第二百条、第二百四十一条及び第二百四十二条中「死刑又ハ」を削る。

第二条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「死刑又ハ無期若クハ」を「無期又ハ」に改める。

第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「死刑又は無期若しくは」を「無期又は」に改める。

第四条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一号及び第二号並びに第二百十条第一項中「死刑又は無期若しくは」を「無期又は」に、「懲役若しくは禁錮」を「懲役又は禁錮」に改める。

第二百五十条第一号を次のように改める。

一 削除

第二百八十九条第一項及び第二百九十一条の二ただし書中「死刑又は無期若しくは」を「無期又は」に、「懲役若しくは禁錮」を「懲役又は禁錮」に改める。

第三百六十条の二中「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮」を「無期の懲役又は禁錮」に改める。

第四百七十五条から第四百七十九条までを次のように改める。

第四百七十五条 削除

第四百七十六条 削除

第四百七十七条 削除

第四百七十八条 削除

第四百七十九条 削除

第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項中「死刑、」を削る。

第五条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮」を「無期又は短期一年以上の懲役又は禁錮」に改める。

第六条 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「及ヒ引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者」に改める。

第九条中「、監置ニ処セラレタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「及ヒ監置ニ処セラレタル者」に改める。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

第七十一条 削除

第七十二条 削除

第七条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「死刑、」を削る。

第五十一条の見出し中「死刑と」を削り、同条中「死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科し、」を削り、「無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する。」を「無期刑をもつて処断すべきときは、無期刑又は十年以上十五年以下において、懲役若しくは禁錮を科する。」に改める。

第八条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁^こ」を「無期又は長期三年以上の懲役又は禁^こ」に改める。

第九条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁^こ」を「無期又は長期三年以上の懲役又は禁^こ」に改める。

第十条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁^こ」を「無期又は長期三年以上の懲役又は禁^こ」に改める。

第十一条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁^こ」を「無期又は長期三年以上の懲役又は禁^こ」に改める。

第十二条 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第十三条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六百八十条第一項第一号中「、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」を「又ハ決闘其他ノ犯罪」に改める。

第十四条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮」を「無期又ハ三年ヲ超ユル懲役又ハ禁錮」に改める。

第十五条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九十条を次のように改める。

第九十条 在監中死亡した者の引取人がない場合には、監獄の長は、遅滞なく監獄所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。この場合には、報告書に診断書又は検案書を添付しなければならない。

第十六条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「死刑、」を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前に犯した死刑にあたる罪につき刑法第六条の規定を適用する場合における刑の経重については、同法第九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律施行前に罪を犯した者がその罪を犯したとき十八才に満たない者であつた場合におけるその者の処罰については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行前に死刑の言渡しを受けた者の刑の執行及び刑の時効並びにこれらの者に対する再犯例の適用に関しては、なお従前の例による。
- 5 この法律施行前に死刑にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことのある者の保釈については、刑事訴訟法第八十九条第二号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この法律施行前に犯した死刑にあたる罪の公訴の時効の期間は、改正後の刑事訴訟法第二百五十条の規定にかかわらず、十五年とする。
- 7 この法律施行前になされた死刑に処する判決に対する上訴の放棄については、刑事訴

訟法第三百六十条の二の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 死刑の執行による刑事補償については、なお従前の例による。

9 死刑の執行による生命保険の保険者の免責については、なお従前の例による。

10 死刑に処せられた者の年金たる恩給を受ける権利の消滅については、なお従前の例による。

理 由

現在のわが国においては、過去の戦争の影響により人命尊重の観念が甚しく低下し、これが殺人などの犯罪の増加の原因となつていゝと考へられる。ここにおいゝて国は進んで人命尊重の観念を昂揚すべきである。他面死刑のもたらす害悪は人道上極めて重大であり、かつその応報的及び一般予防的効果から見て、刑事政策上その存置が不可欠のものとは認め難い。以上のような理由から刑罰としての死刑を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。